

鹿屋市移住活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住を促進することにより社会人口の増加を図るため、県外から本市に移住することを検討し、移住活動を行う者に対し、予算の範囲内において鹿屋市移住活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県外（日本国内に限る。）に住所を有すること。
- (2) 補助金の交付申請の日において、18歳以上60歳未満である者及びその者と同一世帯の者であること。
- (3) 本市に滞在する間、市内の宿泊施設に3泊以上宿泊すること。
- (4) 本市に滞在する間、本市に移住することを目的とした生活環境及び居住環境の確認並びに就業活動を行うこと。
- (5) 同一の世帯に属する者で、この要綱による補助金を受けた者がいないこと。
- (6) 鹿屋市移住体験ツアー補助金交付要綱（令和2年鹿屋市告示第52号）、鹿屋市移住体験活動補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第67号）又は鹿屋市子育て世帯移住体験ツアー補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第165号）による補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
本市に滞在する間の宿泊に要した費用。ただし、電話、クリーニング、ルームサービス	補助対象経費の額以内で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

等に要する費用及び宿泊施設以外で朝食をとった場合の費用を除く。	(1) 次条に規定する申請者 1泊当たり 3,000円とし、10泊を限度とする。 (2) 申請者と同一世帯の同行者 1泊当たり 1,500円とし、10泊を限度とする。
本市に滞在する間に使用したレンタカーに要する費用。ただし、ガソリン代を除く。	補助対象経費の2分の1以内で、30,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本市に滞在する前に鹿屋市移住活動支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画表
- (2) 滞在予定者全員の住民票
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を鹿屋市移住活動支援補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

(事業内容等の変更)

第6条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定の通知を受けた活動計画の内容その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、鹿屋市移住活動支援補助金計画変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出してその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、鹿屋市移住活動支援補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により交付決定者に通知する。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、事業が完了したときは、本市での滞在を終えた日から起算

して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、鹿屋市移住活動支援補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 活動報告書

(2) 補助対象経費の内容を確認できる領収書の写し等

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿屋市移住活動支援補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第9条 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市移住活動支援補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

鹿屋市移住活動支援補助金交付申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市移住活動支援補助金の交付を受けたいので、鹿屋市移住活動支援補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

(フリガナ) 申請者氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
現住所	〒		
電話番号		メール アドレス	
職業			
滞在の目的			
宿泊期間	年 月 日から 年 月 日まで (泊)		
宿泊 施設	名称		
	所在地	〒	
レンタカーの 使用	有 ・ 無		
同行者の氏名等	氏名	生年月日	職業
		年 月 日 (歳)	
		年 月 日 (歳)	
交付申請額	円		

<p>添付書類</p>	<p>(1) 活動計画表 (2) 滞在予定者全員の住民票 (3) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>確認事項</p> <p>注 該当する項目に <input checked="" type="checkbox"/>を付すこと。</p>	<p><input type="checkbox"/> 同一の世帯に属する者で、この要綱による補助金を受けた者はいません。</p> <p><input type="checkbox"/> 鹿屋市移住体験ツアー補助金交付要綱（令和2年鹿屋市告示第52号）、鹿屋市移住体験活動補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第67号）及び鹿屋市子育て世帯移住体験ツアー補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第 号）による補助金の交付を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。</p>

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市移住活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市移住活動支援補助金については、下記のとおり決定しました。

記

1 交付予定額 円

2 交付決定に付した条件

- (1) 活動計画の内容その他申請に係る事項を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 鹿屋市移住活動支援補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住 所

氏 名

鹿屋市移住活動支援補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった上記事業計画を下記のとおり変更したいので、鹿屋市移住活動支援補助金交付要綱第6条の規定により承認くださるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市移住活動支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった鹿屋市移住活動支援補助金の計画変更については、申請のとおり承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定しました。

記

補助金の額

変更前	円
変更後	円

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住 所

氏 名

鹿屋市移住活動支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿屋市移住活動
支援補助金について、滞在期間が終了したので、鹿屋市移住活動支援補助金交付要
綱第7条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

記

添付書類

- (1) 活動報告書
- (2) 補助対象経費の内容を確認できる領収書の写し等
- (3) その他

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市移住活動支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした鹿屋市移住活動支援補助金については、その額を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

請求者

住 所

氏 名

印

鹿屋市移住活動支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の鹿屋市移住活動支援補助金交付確定
通知書に基づく鹿屋市移住活動支援補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		支 店 名	
口座種別		口座番号	
名義人カナ			
名義人漢字			